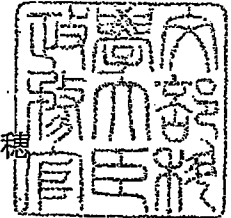


21文科高第595号  
平成22年2月25日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

文部科学大臣政務官  
高井 美穂



(印影印刷)

### 学校法人会計基準の一部改正について (通知)

このたび、別添1のとおり「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が公布され、平成22年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることになりました。改正の概要等は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長におかれては、所轄の社会福祉法人に対して周知されるようお願いいたします。

#### 記

#### 第1 改正の概要

- 1 私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人（同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であって、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができることとしたこと。（第39条関係）
- 2 この省令は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用することとしたこと。（附則関係）

#### 第2 留意事項

認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人においては「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付け社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長通知）に基づき適切に会計処理を行うこと。

なお、具体的な会計処理に当たって準拠すべき勘定科目を明らかにするため、学校法人会計基準及び社会福祉法人会計基準の対照表を添付（別添2）しているので、参考にされたいこと。

担当	私学部参事官付財務調査係
電話	03-5253-4111 (内線3328)

○文部科学省令第二号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十五日

文部科学大臣 川端 達夫

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条・第三十八条）」を  
「第五章 知事所轄学

第六章 認定こども

校法人に関する特例（第三十七条・第三十八条）

園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例（第三十九条）」  
に改める。

第一条第一項中「、以下」の下に「第六章を除き」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例

第三十九条 法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であつて、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

附則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成二十二年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成二十一年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

学校法人会計基準の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第五章 知事所轄学校法人に関する特例 (第三十七条・第三十八条)</p> <p>第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例 (第三十九条)</p> <p>(学校法人会計の基準)</p> <p>第一条 私立学校振興助成法 (昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。) 第十四条第一項に規定する学校法人 (法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。) は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類 (以下「計算書類」という。) を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本金組入れに関する特例等)</p> <p>第三十八条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第五章 知事所轄学校法人に関する特例 (第三十七条・第三十八条)</p> <p>(新設)</p> <p>(学校法人会計の基準)</p> <p>第一条 私立学校振興助成法 (昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。) 第十四条第一項に規定する学校法人 (法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下「学校法人」という。) は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類 (以下「計算書類」という。) を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本金組入れに関する特例等)</p> <p>第三十八条 (略)</p>

第六章 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び

保育所を設置する社会福祉法人に関する特例

第三十九条 法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であつて、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

(新設)

(別添2)

学校法人会計基準及び社会福祉法人会計基準の対照表

資金収支計算書  
収入の部

学校法人会計基準		社会福祉法人会計基準			
大科目	小科目		大区分	中区分	
		経常活動による収入	利用料収入	利用料収入	
			運営費収入	利用者負担金収入	
			私的契約利用料収入	運営費収入	
			〇〇事業収入	私的契約利用料収入	
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学料収入 実験実習料収入 施設設備資金収入 〇〇収入			学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学料収入 実験実習料収入 施設設備資金収入 〇〇収入
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 〇〇収入			手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 〇〇収入
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 その他の事業収入			事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 その他の事業収入
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入			經常経費補助金収入	經常経費補助金収入
寄付金収入	一般寄付金収入 特別寄付金収入			寄附金収入	寄附金収入
資産運用収入 雑収入	施設設備利用料収入 廃品売却収入 退職金社団等交付金収入 その他の雑収入			雑収入	雑収入
補助金収入 資産運用収入	地方公共団体補助金収入 奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入		借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入	
事業収入	収益事業収入		会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入	
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	
寄付金収入	特別寄付金収入		施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	
資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入 〇〇売却収入		固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 〇〇売却収入	
借入金等収入	長期借入金収入	財務活動による収入	借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入	
資産売却収入	有価証券売却収入		投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
			借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	
その他の収入			積立預金取崩収入	保育所繰越積立預金取崩収入 保育所施設・設備整備積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入	
その他の収入 雑収入	〇〇引当特定預金からの繰入収入 貸付金回収収入 退職金社団等交付金収入		その他の収入	長期貸付金回収収入 〇〇収入（退職共済預け金戻入収入）	

支出の部

学校法人会計基準		社会福祉法人会計基準	
大科目	小科目	大区分	中区分
人件費支出	役員報酬支出 教員人件費支出 職員人件費支出	人件費	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費
	退職金支出 教員人件費支出 職員人件費支出		福利厚生費 旅費交通費
管理経費支出	福利費支出	事務費支出	研修費
教育研究経費支出、 管理経費支出	旅費交通費支出		消耗品費 器具什器類
教育研究経費支出、 管理経費支出	諸会費支出		印刷製本費
管理経費支出	消耗品費支出 消耗品費支出、 その他の機器備品支出		水道光熱費 燃料費
教育研究経費支出、 管理経費支出	印刷製本費支出		修繕費
管理経費支出	光熱水費支出 光熱水費支出、 車輛燃料費支出		通信運搬費 会議費
教育研究経費支出、 管理経費支出	修繕費支出		広報費 業務委託費
管理経費支出	通信運搬費支出 会議費支出		手数料
教育研究経費支出、 管理経費支出	広報費支出 報酬・委託・手数料支出		損害保険料
教育研究経費支出、 管理経費支出	報酬・委託・手数料支出		賃借料 土地・建物賃借料
教育研究経費支出、 管理経費支出	損害保険料支出		租税公課
教育研究経費支出、 管理経費支出	賃借料支出 賃借料支出		雑費
教育研究経費支出、 管理経費支出	公租公課支出		
管理経費支出	雑費支出		
教育研究経費支出、 管理経費支出	補助活動仕入支出		事業費支出
教育研究経費支出	消耗品費支出		保健衛生費 保育材料費
教育研究経費支出	教材費支出		水道光熱費 燃料費
教育研究経費支出	消耗品費支出		消耗品費 器具什器費
教育研究経費支出	光熱水費支出 光熱水費支出		賃借料 雑費
教育研究経費支出	車輛燃料費支出		
教育研究経費支出	消耗品費支出 消耗品費支出、 教育研究用機器備品支出	借入金利息支出	借入金利息支出
教育研究経費支出	賃借料支出	経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出
教育研究経費支出	雑費支出		
借入金等利息支出	借入金利息支出		
施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建物仮勘定支出	施設整備	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出